

市民説明会質疑応答一覧【習志野市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）（案）】

放課後児童会について

No.	説明会参加者からの主な意見	回 答
1	谷津小学校の放課後児童会は、事実上小学3年生までしか入れないため、4年生以降は、民間学童や塾に通っている家庭がある。新規事業で、「子どもの読書活動の推進」があったが、コミュニティセンターなどの施設を活用し、読書活動と放課後児童会を実施してはどうか。	現在、図書館や公民館、こどもセンター、きらっ子ルームでおはなし会や読み聞かせ等を実施している。 コミュニティセンターでの子どもの読書活動推進に関する事業の実施については、今後検討する。  放課後児童会については原則として学校敷地内に設置をしてきたが、一部、新たな設置が困難な小学校も見受けられることから、学校敷地外への設置についても検討していく。
2	親の出勤時間が早いと、朝子どもが一人になる時間が発生する。谷津南小では、朝の読書活動をやっている、朝の時間から学校に通うことができる。とても良い活動であると思うため、図書室を開放するなど、他の小学校にもこの活動が広まるとよい。	市内小学校では、児童は、登校したらすぐに学習の準備をする。その後、運動場でマラソンや縄跳びをしたり、教室で読書をしたりして過ごす児童もいる。御指摘のように低学年図書室を利用してもよい学校もあるが、児童の安全を確保する観点からは、教員の目が届く施設以外は、利用を制限せざるを得ないのが現状である。どの施設を開放し、どのような活動を推奨するかは、各学校が実情に応じて決めることとなる。
3	放課後児童会の支援員に従事している。今回の計画については、約3週間前に初めて聞いた。民営化を実施する計画のスピードが遅い。委託が進むと、現在従事している支援員があがれてしまう。民営化した法人に新たに雇われることもあるかもしれないが、「支援員確保に向けて委託化を実施」という表現はやめてほしい。	放課後児童会については、児童数増加に伴い、新たな児童会の開設も予定していることから、支援員確保の観点からも委託化の必要性がある。
4	放課後児童会の整備は、学校の空き教室で実施できず、校舎外に整備しているところがある。放課後子ども教室を整備する前に、放課後児童会をまず優先して整備してほしい。	学校に余裕教室がない場合は、校舎外に放課後児童会を整備している。次期計画においても、新たな児童会の開設を予定し、待機児童の解消に努めていく。 なお、放課後子ども教室については、余裕教室がない場合でも、図書室など特別教室を活用する予定としている。
5	支援員確保に向け委託化を実施、とはどういうことか。	
6	なぜ、委託化を実施するのか。全ての施設を委託するのはなぜなのか。	支援員確保については、市においても市ホームページや広報習志野、ハローワーク等への募集のほか、有料広告への掲載などに取り組んでいるが、なかなか難しく、支援員不足で子どもを受け入れられない現状もある。 民間事業者はそのノウハウを任せることで支援員を確保しやすい部分もあるため、公設民営の形で委託化を進めている。
7	一時的なニーズ増になる見込みであるのに、全てを委託化して拡大する必要があるのか。全市的に委託化する必要はないのではないか。	
8	民間委託をすることで、放課後児童会のレベルは上がってきていると感じている。一方、市で雇っている支援員については、時給下がると聞いた。この状況は良くないのではないのか。	来年度より、市としては会計年度任用職員制度が始まる。 給与を下げるのではなく、現給は保障されると聞いている。
9	民間委託の際、公立で見つけてくれた支援員がそのまま見てくれるのか。民間の採用だと、どんどん支援員が離職する等、不安がある。また、質についても低下が考えられる。子どもたちにとって安心・安全な放課後児童会になっているのか。	民間委託をすることで、質が落ちることはあってはならない。質の確保については大前提として考えている。 アンケート調査の中では、質の部分について、概ね市と同等との意見や、市よりレベルが上がっているとの回答もある。 今後についても、保護者への説明、意見聴取を行いながら、質の高い事業者を選定できるよう努めていく。
10	放課後児童会の民間委託化について、「委託化」ではなく、「民間委託化」と記載すべき。このままでは、市民はわかりにくい。	御意見として承る。
11	放課後児童会の委託先について、学童保育連絡協議会では、不適切なところを選定するのはやめてほしいと要望しているが、今実施されている委託先の中には、近隣市で問題を起しているところもある。なぜ、そのようなところが採用されたのか。	放課後児童会の委託先については、公募により選考した結果である。 本市においては、問題なく業務を遂行している。
12	問題について、うわさだけで聞くととても不安になる。しっかり市民に説明をした上で、市民からの意見を求めるべきではないか。	本市においては、問題なく業務を遂行している。
13	人口推計上、今後ニーズが下がることが予想されているが、定員拡大する必要はあるのか。	人口推計については、確実に見込んである開発のみを含めたものとなっており、計画期間中は定員拡大が必要である。 また、必要量と確保方法は、中間見直しを行う予定である。
14	委託化について、責任の所在はどこにあるのか。	委託化については、公設民営となるため、市の責任で民間で運営していただくこととなる。

放課後子ども教室について

No.	説明会参加者からの主な意見	回答
1	放課後子ども教室については理解できるが、なぜ一体的整備をするのか。また、一体的整備では、放課後児童会と放課後子ども教室を同じ法人に委託すると聞いたが、別の法人ではいけないのか。また、一体的整備の言葉の定義が分からない。	放課後児童会と放課後子ども教室は、それぞれ単独の事業である。放課後子ども教室は、登録した児童すべてが利用することができるため、放課後児童会の児童も放課後子ども教室を利用することができる。これを一体的整備といっている。同じ事業者に委託することで、それぞれの事業をより連携し実施できるのではないかと考えている。同一法人とした。
2	放課後子ども教室を委託した場合、業者のもうけはどこから来るのか。放課後子ども教室の利用料は必要なのか。イベントを実施する際に、費用がかかると、貧困家庭が参加できないのではないのか。	放課後子ども教室の利用料や、イベント参加費の実費徴収については、これから検討するため、保護者等への説明は、詳細が決まり次第となる。
3	谷津小学校については、ニーズが高いと思うが、放課後子ども教室の整備予定にはない。なぜか。	谷津小学校については、現在、建替え中であること、また、児童数の増加が著しく、本計画期間内に校内で実施場所を確保することが困難であることから、本計画期間内での実施を見送った。谷津小学校での開設時期については、児童数の推移を見守りながら、今後検討していく。
4	放課後子ども教室の実施場所は、学校でないといけないのか。	学校の余裕教室での実施を第一と考えている。実施する際は、余裕教室の状況をみながら検討していきたい。
5	放課後子ども教室について、中身がつまっていないと思う。現状で放課後児童会が不足している中で、放課後児童会の子以外も受け入れるのは、難しいのではないのか。	「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童会と放課後子ども教室は、連携して実施することとされている。どちらの事業においても子どもたちにとって安心して利用できるよう、取り組んでまいりたい。
6	放課後子ども教室は、どういった方向性で実施するのか。具体的でない部分が多くてとても不安である。余裕教室がある学校もあれば、ない学校もある。すべてで実施していくのは難しいのではないのか。	放課後子ども教室は、学校施設で実施することとされている。また、月曜日から金曜日まで毎日実施しているところもあれば、週の回数を決めて実施しているところもある。現状、本市の取り組みについては、具体的なところを学校と詰めている段階である。学校ごとに事情が違うため、余裕があるところから実施をする予定。保護者の意見については、都度伺い、反映したいと考えている。
7	11月13日の子ども・子育て会議において、放課後子ども教室は上学年の待機児童対策となると発言したか。厚生労働省の子ども家庭局に確認したところ、放課後児童会でもないのに待機児童対策にすることは何事だ、と言っている。国の考え方について、確認はしたのか。一体型整備とも言っているが、運営側がそのような認識ではまずいのではないのか。	放課後子ども教室は、上学年の子どもの放課後の居場所のニーズとして高かったため、放課後児童会の待機児童対策の一助になるのではないかと、という意味で発言した。国は「両事業を一体的又は連携して実施」といっているが、一体型整備という言い方も含め、よりわかりやすく伝わるよう検討する。
8	大久保東小学校について、次年度より実施するとのことだが、いつから事業が始まったのか。非常に拙速に感じる。	放課後子ども教室については、教育委員会が実施する事業である。今後、教育委員会が市民へ説明していくこととなる。現状、事業者等については決まっていない。

その他

No.	説明会参加者からの主な意見	回答
1	人口推計は、計画の根幹となると思うが、令和3年度に人口増加しているのに、未就学児の数が増えていないのはおかしいのではないのか。開発によって人口が増える際は、未就学児も増えると思う。	令和元年6月公表の人口推計は、令和31年3月末現在の住民基本台帳人口を基準とし、生存率、移動率、出生率等の条件を踏まえた推計手法であるコンフォート要因法を用いて推計したものである。開発等により、一部の地域が一時的に未就学児が増えることはあるが、長期的には年少人口は減少の方向にある。また、計画は中間年度の見直しを実施するため、人口推計後に具体的となった、大型集合住宅の開発などがあった場合は、その際反映し、必要量をあらためて算定する。
2	児童虐待対策として設置する、子ども家庭総合支援拠点について。プッシュ型の対応はとても重要であると考えます。	現状よりよりきめ細やかな対応をするため、子ども家庭総合支援拠点を2022年までに設置することとなっている。計画を所管する子ども・子育て会議でも同じく、プッシュ型の対応が大事という意見が出ている。この点を課題と捉え、対応を検討していく。
3	放課後児童会と放課後子ども教室の位置づけに違いはあるのか。また、なぜ両方共増やす必要があるのか。	放課後児童会は、厚生労働省所管の事業であり、授業が終わった後から19時までの時間及び、土曜日について小学生の子どもを預かる生活の場である。一方放課後子ども教室は、文部科学省所管の事業であり、授業が終わった後から17時までの時間の子どもの居場所づくりとなっている。保護者が就労していてもなくても、登録されれば利用が可能であり、放課後児童会に通う子どもも放課後子ども教室の登録が可能となっている。この両事業の推進で、共働き家庭を支援するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようになるものと考えている。
4	子ども・子育て支援事業計画について、107の事業を実施していくこと自体は、子どもたちのためにとても良いことだと思うが、実際に実現可能なかどうか不安。職員にどのくらい専門家が入るのか、責任の所在はどこになるのか等、市全体としてどういったビジョンなのかが見えていないと感じる。計画策定にあたっては、縦割りだけでなく、横割りでも物事を考え、本当に必要なのか、実現可能なのかを検討してほしい。	各施策の担当課で、必要に応じて専門職を配置している。107事業は、担当課が施策として掲げた事業であり、横の連携をしっかりと行いながら実施する。
5	説明会のタイミングについて、なぜ土曜日の18時から実施となったのか。この時間では、若い子育て世代が来るのは難しい。また、町会・自治会からのお知らせもなかった。周知の方法として、まちづくり会議へ伝え、多くの人が集まれるよう周知をすべきではないか。会場についても、とても狭い。多くの人を集めて説明会を実施できるよう、会場を考えてほしい。公民館では広さが足りないところもあるので、集会所等の活用も検討したらどうか。	今回の説明会については、ホームページ及び広報習志野にて周知を実施した。また、パブリックコメント実施前には、各保育所・こども園においても説明会を実施した。今後の説明会等における周知方法や会場等については、意見として承り、検討していきたい。